

出雲大社延享遷宮の祭儀 — 神門・出雲両郡の社家による「清メ神楽」を中心に —

錦織稔之

はじめに

「出雲神楽」と言えば、佐陀神能がその象徴的存在とされ、その拠点である松江市鹿島町の佐太神社が常に大きく取り上げられる。それに比して、古来「出雲一宮」として崇敬を集め、特に近代以降は伊勢神宮と並び称されるほどの出雲大社だが、「出雲神楽」の拠点と見なされることはほほえないように思われる。それと違うのも、出雲大社には佐陀神能に相当するような神楽が存在しないのが要因であろう。強いて言うならば、出雲大社教と出雲教に教団所属の神楽団体が複数存在し、五月の大祭礼などに合わせて神楽奉納を行ってはいる。だが、それら神楽団体が教団の所属となったのは明治三十年代以降と新しく、しかも、あくまでそれらの拠点は雲南市大東町など別の場所にある。

つまり、「出雲神楽」を語る上で、出雲大社の扱いは決して大きいものではなく、特に歴史的な視角から出雲大社におけるそれについて取り上げた研究は、極めて少ないというのが現状である。

なお、ここで言う「出雲神楽」とは、旧出雲国を中心に伝承されてきた神楽で、その形態を端的に言えば、石塚尊俊氏が提唱したように、「七座神事」「式三番」「神能」の三部構成から成るものを指す⁽¹⁾。これは現在行われている神楽から見た構成であり、本稿が取り上げる江戸時代のそれは、これとはまた異なる構成で行われていた。江戸時代の出雲におけるこの種の神楽は、原則として在地の神職が担うものであり、その基本的な構成は「湯立神事」「七座神事」「神能」から成り立っていた。「式三番」は、複数の演目から構成される「神能」の中に、演目の一つとして組み込まれていた。この三

部から成る江戸時代の「出雲神楽」だが、「湯立神事」と「七座神事」は、舞を伴うとは言え、神事そのものと言うべきもの。これに対して「神能」は、「能神事」と呼ばれることもあるにはあるが、基本的には法楽の芸能と位置付けられていた。

さて、話題を江戸時代の出雲大社に戻すが、果たしてここでは「出雲神楽」が行われていなかったのだろうか。結論から言えば、決してそのようなことはなく、むしろその逆で、そのお膝元と言える神門郡・出雲郡、つまりほぼ現在の出雲市域における最大の舞台だったと言っても過言ではない。それをこれから解き明かしてみようと思うのだが、まずは江戸時代の出雲大社における「神楽」について、その用語の使い分けを説明しておきたい。

史料上、単に「神楽」とある場合はたいがい巫女舞を指す。これは現在でもそうであり、出雲大社で「御神楽」と言えば巫女舞がそれにあたる。一方、「清メ神楽」や「清メ神事」とある場合は、これがつまり「湯立神事」「七座神事」を表す総称であり、「出雲神楽」と呼ぶべきものはこの方になる。

本稿では、この「清メ神楽」の実際を解き明かすことを課題とし、特に現在の国宝本殿が造営された延享度（一七四四年）の造替遷宮時の「清メ神楽」を事例として取り上げる。

本題に入る前に、まずは江戸時代の出雲大社における神楽、要は「清メ神楽」について取り上げた先行研究についてまとめておきたい。嚆矢となるのは、石塚尊俊氏の研究であろう。石塚氏は、寛文度（一六六七年）と文化度（一八〇九年）の遷宮に関する史料を取り上げ、次のことを指摘している⁽²⁾。

○ 新始・遷座祭の時に湯立神事が行われていたこと。

○ 遷座祭の時には十三釜が用意され、そのうち二ないし三釜を妙見社（現長浜神社）の秦氏が担当し、他は杵築大社専属の注連職が担当していたこと。

○ 杵築大社専属の注連職には、千家國造家方の石塚家と、北島國造家方の鳥屋尾家の二家があったこと。

○ 遅くとも天文十九年（一五五〇）以来、石塚家が「杵築・御崎御湯立統領」を任じられており、その後鳥屋尾家と連携して執行するようになり、さらには秦氏に十三釜のうちの三釜を委ねるようになったということ。

要は、遷宮の際に「湯立神事」が行われており、それを誰が執り行っていたか、またいつ頃までさかのぼるのかについて明らかにしている。ただし、史料の制約から致し方ないのだが、遷宮における一連の祭儀の中の「湯立神事」の位置付けは不明確であり、またその執行の仕方についても不明な点が多い。

延享度の遷宮にかかる一連の祭儀については、「出雲大社延享造営伝 乾」〔**図1**〕をもとに分析を試みた西岡和彦氏の研究がある⁽³⁾。

○ 遷宮三日前から「御湯立」（十三台の釜を用いた）の神事が行われたが、大社の神職は社籠中なので、その神事は出雲国中の社家百余人が参集して執行したこと。

○ 「御神楽」「舞楽」「獅子舞」「流鏑馬」「相撲」が行われたこと。

あくまで西岡氏の関心は造替遷宮がどのように行われたのが中心で、祭儀についてはポイントとなる行事や芸能が行われたことを紹介するにとどまっている。「湯立神事」についても、大社の神職が社籠中だから「出雲国中の社家百余人」が代わりに執り行ったと指摘しているが、それはこれから明らかにするように、実は誤認である。

本稿では、「出雲大社延享造営伝 乾」をベースに祭礼の全体像を捉えつ

つ、新出史料などを用

いて「清々神楽」と総

称された「湯立神事」

および「七座神事」の

具体的な實際を解き明

かそうと試みたい。そ

の上で、「出雲神楽」

の歴史における、出雲

大社が果たした役割、

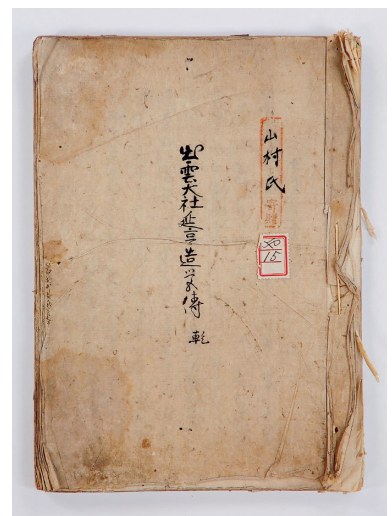
また、出雲大社での神楽の特徴を位置付けることができれば幸いである。

一 出雲大社延享遷宮について

まずは出雲大社の延享度の造替遷宮について、その概要を記しておきたい⁽⁴⁾。先にも述べた通り、現在の国宝本殿が新造された造替の遷宮であり、延享元年（一七四四）十月七日の遷座祭がその最重要な行事であった。前回の寛文度の造替遷宮では、幕府が造営料の全額を負担したが、この度は財政難の幕府にその余裕はなく、杵築大社に「日本勸化」を認め、杵築大社自身が全国を廻って勧進を行い、造営料を募ることになった。しかし、集まった額は、幕府からの寄附を含めても、金五、九二五兩一步と銀四匁五分五厘。これでは全然賄いきれず、残りの四万四、八二五兩は結局松江藩が負担することになった。こうして行われた一連の遷宮事業の中で、「四事之行事」とされた重要な祭儀は、次の通りに執行された。

- ・「新始」……寛保二年（一七四二）十月七日
- ・「柱立」……寛保三年（一七四三）七月二十三日
- ・「棟上」……延享元年（一七四四）九月二十二日
- ・「遷座」……延享元年（一七四四）十月七日

延享度の造替遷宮についての史料としては、宮大工が記録したとされる



〔**図1**〕「出雲大社延享造営伝 乾」
（出雲大社蔵）

「出雲大社延享造営伝」が知られる。乾本と坤本があり、乾本には本殿の建築から遷宮までの過程が、坤本には素戔社をはじめとする摂末社の造替や修理の過程が記録されている。現在は両書とも出雲大社の所蔵で、『出雲大社社殿等建造物調査報告』（大社町教育委員会、二〇〇三年）に翻刻掲載されている。また、乾本の写本と思われる別本をかつて徳川家が所蔵しており、現在は東京国立博物館の所蔵となっている。

なお、「出雲大社延享造営伝」について、岡宏三氏は宮大工が記録したとする従来の説に対し、編者の富村方明が、この造替遷宮に際して小買物方日記方を務めた松江藩士の富村勇助ではないかとの見解を提起している⁽⁵⁾。確かに宮大工にしては内容が多岐にわたり、作事だけでなく一連の諸行事・諸祭儀に至るまで事細かに記されている。あらゆる情報を取得できる立場にあった人物の筆になると思わざるを得ない。

今回、新出史料として紹介するのは、旧社家鳥屋尾家所蔵史料一〇点と、比布智神社所蔵史料二点である。鳥屋尾家は、石塚家とともに出雲大社の注連職を代々世襲した旧社家。明治時代に至るまでの出雲大社の社家は、別火家を除き、両國造家それぞれに付属する形で分かれており、鳥屋尾家は北島國造家方、石塚家は千家國造家方の注連職であった。そのように注連職として大社に奉仕する傍ら、杵築六か村と修理免村、鷺浦の諸社の祭祀を、石塚家とともに司つてもいた。鳥屋尾家に伝存する神道裁許状は、第一〇代鳥屋尾璉が延享元年（一七四四）に授かったものが最も古く、以後代々幕末までのものが遺されている。鳥屋尾家は北島國造家方の注連職ではあっても、神道裁許状は両國造家それぞれから授けられていた（史料1）（史料2）。

比布智神社は出雲市下古志町に鎮座する神社。江戸時代には、神門郡の六幣頭家の一つ、春日家の本務社であった。同家および同社に伝えられていた史料群は、現在島根県立図書館に寄託されている。同館刊行の『比布智神社文書目録』（二〇〇三年）により関連史料の存在を知り、今回、野上雄護宮司の許可を得て翻刻・公開させてもらう運びとなった。

以上、概要を踏まえた上で、次章では、「出雲大社延享造営伝 乾」（以下「造営伝」と略す）をベースに祭儀の全体像を捉えつつ、鳥屋尾家所蔵史料と比布智神社所蔵史料を用いて、「湯立神事」および「七座神事」の具体的な様子を明らかにしようと試みたい。

二 出雲大社延享遷宮における祭礼の実際

江戸時代の出雲大社では、千家國造家と北島國造家の両國造家が月番で祭祀を執り行っていた。遷宮にあたっては、寛文度の造営の際に松平直政が「四事之行事」を両家隔番で執行するよう定め、その前例に基づいて次のように決まった⁽⁶⁾。

弥直政様御定之通、此度者^者新始・遷宮頭領北嶋、柱立・棟上頭領千家相勤、以来交々致^二執行^一候様ニと被^二仰出^一、千家承知仕之旨、御仕置方連名之書付を以、被^二仰聞^一奉^レ得^二其意^一候、

この史料は、寛保二年（一七四二）五月付で國造北島直孝が松江藩寺社町奉行の中川源五右衛門・松林弥左衛門に宛てて出した請書案の抜萃だが、このように「新始」「遷座」の頭領（棟梁とも）は北島國造家、「柱立」「棟上」の頭領は千家國造家が務めることに決した。併せて、注連職側の頭領もそれぞれの國造家付の注連職が務めることになっており、「新始」「遷座」の頭領は鳥屋尾家、「柱立」「棟上」の頭領は石塚家となった。

二一 「新始」について

「新始」は寛保二年（一七四二）十月七日に執行されることになった。頭領は國造北島直孝で、注連職としてのそれは鳥屋尾正紀が務めることになった。この「新始」にあたっては、その規式の前に「湯立神事」「七座神事」を仰せ付けられたようで、まずはそれへの参勤について、注連職鳥屋尾正紀・石塚衛の連名により、十月三日付で神門郡・出雲郡の一〇人の神職・六家の巫女衆に依頼がなされている（史料3）。

この依頼の仕方だが、「遷座」の際の依頼文（史料7）に、「尚々、此飛

脚及日暮候ハ、乍御雑作一宿被仰付可被下候、以上」(要約すれば、飛脚の到着が日暮れになったならば、宿の手配をしてやってほしい)とあるように、この書を飛脚が社家の家々を廻って伝えていたことが分かる。各社家の宛名の下に受印が押してあるのはそのためだが、「新始」の実に四日前という差し迫った時期に至っての急な依頼になったようである。

十月七日当日の「新始」の次第を、「造営伝」をもとに時系列でまとめると、【表1】のようになる。時刻については、江戸時代は不定時法のため、季節によって変化するが、あくまでおおよその目安とするために、春・秋分時の換算時刻を加えている。これによると、全体の規式に先立って、早朝から「七座神事」と「湯立神事」が執り行われたことが分かる。「七座神事」は廳舎内の「中の間」で、「湯立神事」は神前に設けられた仮小屋で行われている。神楽役指帳が残されていないため、具体的な舞については分からないが、後述する「柱立」の際の「七座神事」「湯立神事」と参勤の人数は同じであることから、それとほぼ同程度のことが行われたのであろう。

その他に全体のこととしてだが、巳刻からは會所で「音楽」が行われている。「音楽」とは、伶人による雅楽の演奏のことで、寛文度の造替遷宮に際して復興されたものである。佐草自清が元禄七年(一六九四)に記した「出雲水青随筆」によると、「然、寛文御造営ノ時、自、両家一平岡藏人孝昌・高濱左兵衛孝古・森角之丞清賢・高橋平兵衛、四人上京、太鼓笛ハ樂人辻伯耆、笛ハ上將監、齋築ハ窪甲斐二伝受シテ音楽再興、嗚呼神之余光耀ニ澆季一者矣」と記している⁽⁷⁾。なお、舞を伴う「舞楽」については、西岡和彦氏が佐草自清による「雑事随筆」をもとに、元禄七年(一六九四)七月二日に再興されたことを明らかにしている。また、その過程についても、「元禄六年(一六九三)三月、まず北嶋国造方近習らが上京し、東儀修理の弟子となつて、雅楽や舞の秘伝を受け、続いて千家国造方近習らも同年五月上京し、東儀因幡の弟子となつて、同じく雅楽と舞の秘伝を受けた。」とその経緯をまとめられている⁽⁸⁾。

もう一つ、仮拝殿で行われた「神楽」についても記しておく。この「新始」のところに具体的な描写はないが、「棟上」についての記載のところに、「神楽、千家方注進主石塚巫女、神楽の鈴、廳舎へ持参」とある。「棟上」の際には頭領を石塚家が務めていた。そうであるならば、「新始」では鳥屋尾家の妻女が巫女を務めたと推測できるだろう。ついでは、「神楽」の奏楽は、鑿を「鑿取」が、笛を「笛吹」が代々家職として務めることになっていた。「鑿取」「笛吹」は、「杵持」「神人頭」とともに「四職」と呼ばれており、格の面では「注連職」の次席にあたる。これら「鑿取」「笛吹」についても、「注連職」と同様、兩國造家に付属する形で同職がそれぞれ存在した。

なお、この日の主たる目的である「新始」の規式は、未刻過ぎから行われている。「造営伝」によると、宮大工の神門・吉川両氏が浄衣を身にまとい、その他、数十人の小工が袴を着け、「新打三ヶ所にて三度宛種々行事」とある。こうしていよいよ本殿の作事が本格的に始まることとなった。

時 程		内 容	場 所
卯中刻~	05:40頃~	七座の神事	廳舎(中の間)
		湯立(二釜)	神前仮小屋
辰 刻~	07:00頃~	北島國造(頭領)昇殿、御供献上	本殿
巳 刻~	09:00頃~	音楽	會所
巳中刻~	09:40頃~	千家國造昇殿、祝詞	本殿
		神楽	仮拝殿
午中刻~	11:40頃~	造営惣奉行以下昇殿、兩國造より神酒頭戴	本殿
未刻過~申中刻	13:00過頃~15:40頃	両家宮大工等、新打	廳舎前仮小屋

【表1】寛保2年(1742)10月7日「新始」

二二二 「柱立」について

「柱立」は寛保三年（一七四三）七月二十三日に執行されることになった。頭領は、國造千家俊勝で、注連職としてのそれは石塚札が務めることになった。本来であれば石塚衢が務めるもののだが、何か故あって、一門の常松石塚家（神門郡常松村〈現出雲市常松町〉）社家の札が代勤を務めている。この「柱立」にあたっては、その規式の前に「七座神事」「湯立神事」を仰せ付けられたようで、まずはそれへの参勤について、注連職石塚札（代勤）・鳥屋尾正の連名により、七月二十日付で神門郡・出雲郡の一〇人の神職・六家の巫女衆に依頼がなされている（〔史料4〕）。なお、この史料には宛名下に受印が押されていない。「柱立」の頭領は石塚側であったことから、正式な文書は石塚側が所持し、本史料は控えであったと思われる。

人数自体は「新始」の際と変わりはないが、顔触れは異なっている。七月二十三日当日の「柱立」の次第を、「造営伝」をもとに時系列でまとめると、〔表2〕のようになる。この時も「七座神事」「湯立神事」はすべての規式に先立って早朝から行われている。この時の「七座神事」「湯立神事」については、神楽役指帳が残されているので、具体的な舞の次第がよく分かる（〔史料5〕）。

「七座神事」の方が先に行われており、〈入申〉の後、〈鐵鐸舞〉〈塩清目〉〈御座〉〈勧請〉〈八乙女〉〈太諄辞〉〈手草〉という七番の次第である。参考までに、現在伝承されている舞い振りや所作から推測して、舞の様子を簡潔に記しておきたい。

最初の舞は〈鐵鐸舞〉とある。この名は初めて聞くものだが、通常ならば〈劍舞〉が舞われる位置にあたる。人数も四人で同数である。その点を手掛かりに推測すれば、〈劍舞〉は前段では鈴と幣、後段では刀を持つての舞であるため、前段の鈴が鐵鐸で代用されたというのであれば、まだ想像に難くはない。次の〈塩清目〉は汐桶に汲んだ汐水で六方を祓い清める舞。〈御座〉は御神座用の莫塵を振りつつ清める舞であろう。続く〈勧請〉は「幣振り」

とも呼ばれる奉幣の儀式であり、副齋主的地位の者が務めるものである。ここでは注連職代の石塚札が務めている。

ここで最も目を引くのは八人の巫女による〈八乙女〉であろう。なお、この八人の巫女は、当初の依頼先の巫女とは若干異なっている。六家に依頼されたが、中荒木の鳥屋尾家と下庄の金本家は都合が付かなかったと見える。代わりに常松石塚家から一人、神立石塚家からは二人目も出してもらい、両注連職の石塚巫女と鳥屋尾巫女を加えた計八人で行われている。さて、この〈八乙女〉だが、現在の出雲市域で伝承されているのは、四人で舞うスタイルが大半を占めている。そのため、八人となるとどのように舞うのか理解に苦しむかもしれないが、八人で舞うものもわずかながら出雲市多伎町口田儀の多伎藝神社などに伝えられている。舞い方としては、前段、後段を四人ずつ交互に舞うもので、当時の舞い振りを想像するのに参考となる。

〈太諄辞〉は注連職の鳥屋尾正が

時 程	内 容	場 所	
辰 刻～	七座の神事	廳舎	
	湯立（二釜）	神前仮小屋	
	神楽	仮拝殿	
～申 刻	～15:00頃	両家宮大工規式	新本殿前仮小屋
申下刻～戌下刻	16:20頃～20:20頃	千家國造（頭領）昇殿、御供献上	本殿
		音楽	廳舎（榎の間）
		北島國造昇殿、祝詞	本殿
		造當惣奉行以下昇殿、兩國造より神酒頭戴	本殿
		千家國造（頭領）、心柱封物の行事	新本殿心柱
		北島國造、祝詞	新本殿心柱カ

〔表2〕 寛保3年（1743）7月23日「柱立」

務めている。齋主が〈太諄辭〉を務め、副齋主が〈勸請〉を務めるものなの
で、これらを両注連職が担当しているのは領ける。今回の注連職の頭領は石
塚糺だが、続く「湯立神事」では彼が〈祝詞〉役を務めているので、両者の
間でこのような分担がなされたと見える。なお、この時に鳥屋尾正が〈太諄
辭〉で奏上した祝文そのものが残されていたので、**【史料6】**として提示し
ておきたい。『日本書紀』神代下第九段一書第二や、「延喜式祝詞」中の「大
殿祭祝詞」に範を取った表現が多用されているが、祭神については『日本書
紀』神代上第八段一書第六に沿った形で、「天日隅宮大神」の具体的な姿を
「國造大己貴神」「葦原醜男」「八千戈神」「大國主神」「大物主神」「大國玉
神」「顯國玉神」と表している。ただし、『日本書紀』には記載のない「玉牆
内國地主神」という神名もある。「玉牆内國」とは日本の美称であり、大己
貴神が発したものとされている（『日本書紀』神武紀）。これなどは、享保十
年（一七二五）の「出雲国大社造宮寄進帳」（出雲大社勸化帳）に見える
「葦原の地主たる」の表現を、具体的な神名として表したように思われる。
また、將軍徳川吉宗と当国太守松平宗衍の実名を挙げて、その弥栄を祈念し
ている。

最後の〈手草〉は、手に神などの手草を持って舞うものである。ここでは
二人の連れ舞になっている。

「湯立神事」は、神前仮小屋に設置された「東釜」「西釜」の二基の湯釜で
行われた。まずは四人の舞手による〈鏡舞〉^{（鏡舞）}がそれぞれの釜の前で舞われて
いる。前段は鈴と幣を持つての舞、後段はそれを刀に持ち替えての舞と思わ
れる。続く〈玉鉦〉は、役の二人が右手に鈴、左手に湯串を持って、それぞ
れの釜を四方から順に拝み、清めるもの。釜が祓い清められたところで、頭
領の石塚糺が〈祝詞〉を奏上する。次の〈湯行〉では、役の二人が湯串で
もってそれぞれの釜の湯を掻き混ぜ、宙に秘文を描くというもの。最後の
〈奉湯〉では、両注連主が両手に持った湯笹を釜の湯につけ、その湯で釜や
祭壇、社殿、神饌、齋主・齋員らを清めて回るものであったと思われる^{（9）}。

以上の次第で「七座神事」「湯立神事」
が終わった後には、仮拝殿で巫女による
「神楽」が行われている。おそらく頭領
である石塚家側の巫女によって舞われた
ことであろう。また、「柱立」の主要行
事である「宮大工規式」が宮大工の神
門・吉川両氏によって行われ、さらに國
造千家俊勝により「心柱封物」が秘封さ
れている。

二一三 「棟上」について

「棟上」は延享元年（一七四四）九月
二十二日に執行されることになった。頭
領は、「柱立」に引き続き國造千家俊勝
で、注連職としてのそれは石塚家が務め
ている。

九月二十二日当日の「棟上」の次第
を、「造営伝」をもとに時系列でまとめ
ると、**【表3】**のようになる。これまで
同様、「七座神事」「湯立神事」は執り行
われているが、鳥屋尾側は不参だったよ
うで、それらについての具体的な史料は
遺されていない。この時も「七座神事」
は廳舎で行われ、「湯立神事」も仮小屋
で湯釜二基を用いて行われていることか
ら、「柱立」と同様な規模、同様な次第
で行われたのではないだろうか。「湯立
神事」の最後の〈奉湯〉を石塚が務めた

時 程	内 容	場 所
卯中刻～未刻過	七座の神事	廳舎（中の間）
	湯立（二釜）	仮小屋
巳 刻～	千家國造（頭領）昇殿、御供献上、祝詞	本殿
	北島國造昇殿、祝詞	本殿
	音楽	観祭楼
午 刻～	神楽	拝殿
未中刻～申中刻	両家宮大工等、槌打	新本殿
申中刻～	造営惣奉行以下昇殿、兩國造より神酒頭戴	本殿

【表3】 延享元年（1744）9月22日「棟上」

ことは「造営伝」から窺え、「湯立相濟、石塚湯笹持參、廳舎詰の面々頭戴ス」と見える。また、午刻から拝殿で行われた「神楽」は、先に引用した通り、「神楽、千家方注進主石塚巫女、神楽の鈴、廳舎へ持參」とあるように、石塚巫女が行っている。

なお、「棟上」の規式は、未中刻に宮大工や小工の行列が奥谷の小屋を出発するところから始まり、本殿の棟上所にて鈴に合わせて三度ずつ槌を打つものだったと見える。これは内殿に対しても行われた。終了後には餅撒きが行われたようで、その様子は「祝餅の飛事、丸雪の吹に似たり」、そしてそれを求める人々は「老若男女めしろ鳥の群合、或は衣服鬢髪を乱し有様、誠に鶏桃(トリ)にことならず」と描写されている。

二一四 「遷座」うつり

「遷座」は延享元年（一七四四）十月七日に執行されることになった。頭領は、國造北島直孝で、注連職としてのそれは鳥屋尾正が務めることになった。「遷座」自体は十月七日だが、それに先立って「七座神事」「湯立神事」は十月四日に執り行われることとなり、九月二十一日付で参勤への依頼がなされている。注連職鳥屋尾正・石塚糺の連名により、神門郡と出雲郡、さらには大原郡と飯石郡の二六人の神職・七家の巫女衆（内儀宛て含む）に依頼がなされている（史料7）。

「新始」のところでも述べたように、尚々書から飛脚が社家の家々を廻って伝えたことが分かるが、大原郡・飯石郡の六人の神職の宛名下には受印が押されていない。限られた時間の中で廻りきれなかったのか、それとも神門郡・出雲郡だけで必要な人数を確保できたからなのか、結局はこの六人の神職には依頼がなされなかったと見える。

また、十月になると國造家社役所からの達書も届いている（史料8）。

ここで取り上げておくこととしては、「神事正定」、つまり神楽役指帳を両注連主が相談の上で認め、事前に社役所へ提出する必要があったことが分かる。

時 程		内 容	場 所
●10月04日「拾三釜の湯立」			
辰中刻～申中刻	07:40頃～15:40頃	七座の神事、湯立（三釜）	拝殿南
酉中刻～丑後刻	17:40頃～02:20頃	七座の神事、湯立（十釜）	拝殿南
●10月07日「御遷座」			
午 刻～	11:00頃～	長谷・佐草による八雲の行事	
申下刻～	16:20頃～	北島國造（頭領）昇殿、御供献上、祝詞	旧本殿
		千家國造昇殿、祝詞 神楽	旧本殿 拝殿
戌初刻～	19:00頃～	両國造、旧本殿入	旧本殿
子 刻～丑後刻	23:00頃～02:20頃	御遷座行列、御神輿新殿御安座	旧本殿～新本殿
●10月08日			
辰上刻～	07:00頃～	北島國造（頭領）昇殿、御供献上、祝詞	新本殿
		千家國造昇殿、御供献上、祝詞	新本殿
		音楽	観祭楼
		御名代昇殿、御初尾献上、両國造より神酒頭戴	
		御安座の神楽二座	拝殿カ
		舞楽・獅子舞	
		流鏝馬	銅鳥居・石橋間
相撲（十番）	大鳥居		

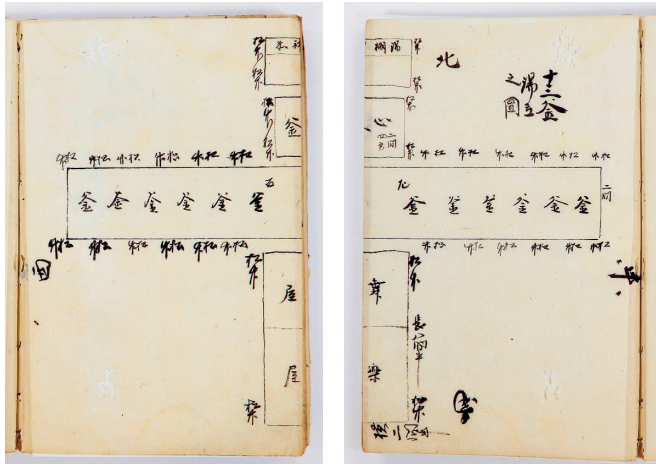
【表4】延享元年（1744）10月4日～8日「遷座」

十月四日から八日に至る一連の「遷座」に伴う祭儀や奉祝行事を、「造営伝」をもとに時系列でまとめると、**【表4】**のようになる。

十月四日は「七座神事」「湯立神事」を行うためだけに設定されたことが分かる。先の達書にも記されているように、「遷座」に先立っての「清メ」が主眼である。しかも、朝から午後遅くまでの第一部と、夕方から深夜までの第二部で構成され、湯釜も第一部では三釜、第二部では十釜と、徹底的に「清メ」を追究した形で厳修されている。

「七座神事」「湯立神事」の具体的な中身に入る前に、まずはそれらがどこで行われたのか、また十三釜がどのように配置されたのかを確認しておきたい。ここで提示する絵図**（図2）**は、「造営伝」に記された「十三釜湯立之図」である。局所的な絵図なので境内のどこか分りかねるだろうが、拝殿の南側の位置にあたる。まず、最前に「湯棚神前」が設けられ、次いで

「心釜」、その後方に左に六釜、右に六釜が整然と据え置かれている。そして、それら十三釜を前にして、縦八間半・横二間半の「舞屋・楽屋」が特設されている。なお、これらを囲む形で松と竹が配られているので、注連縄が張り巡らされ、齋場が形成されていたのであろう。「造営伝」によると、「心の釜小屋屋式間四方」「拾式の釜小屋東西へ式間に式拾一間」と記載されているので、屋根のある小屋掛けがなされていたと



【図2】「十三釜湯立之図」（「造営伝」所載）

見える。

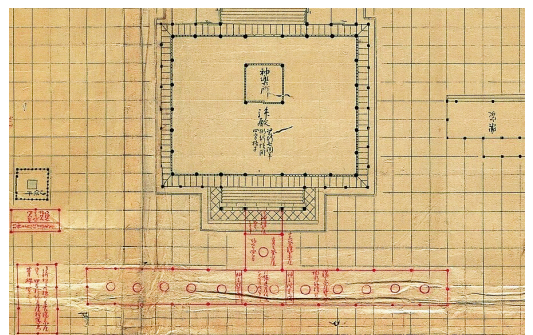
参考までに、文化度の遷宮に際しての配置を表した絵図も提示したい**（図3）**。これを見ると、「心釜」（ここでは「真之釜」と、そのすぐ後方の左右二釜が区分けされているので、これらが第一部用の三釜だったことが分かる。そうならば、その両翼の五釜ずつが、第二部の十釜だったということになる。神事は概して古例に則って行われるため、延享度の三釜と十釜の割り振りも、おそらくこれと同様だったのではないだろうか。

さて、「造営伝」によると、第一部は中心の三釜で行われ、「心の釜八門郡妙見の社司秦氏、左右は同郡塩冶・朝山両神職、古格を以、是を勤む、然るに秦氏此節故障、代職同郡神西の社司武田氏」とある。

それでは第一部の「七座神事」「湯立神事」について具体的に見ていきたい。確認できる史料は**【史料9】**である。

まずは宿泊先から杵築大社境内まで、行列を組んで向かっている。先頭は御櫛を捧持する白張装束に身を包んだ八人。次いで巫女八人と神職二〇人が連なる。神事に不可欠な御幣や御玉串、祝文箱なども運ばれている。神職の中でも別格なのが春日石見（二社立／知井宮村）・春日造酒（幣頭／下古志村）・朝山富衛（幣頭／松寄下村）・秦志津摩（二社立／上塩冶村）・武田諸栄（幣頭／東神西村）・妙見神主秦氏（幣頭／西園村）の六人。いずれも神門郡内の幣頭・一社立である。ただし、武田諸栄以外は差し合いにより代役が担っている。なお、その理由だが、妙見の秦九十九は死去、朝山富衛は産穢、秦志津摩は忌中だったと伝わる**（史料10）**。

境内の「神事場」（齋場）に至ると、初めに「七座神事」が執り行われて



【図3】「出雲大社全図」（島根県立図書館蔵）

いる。「入拍子」の後、「劔舞」〈塩清目〉〈御座〉〈勸請〉〈八乙女〉〈太祝詞〉〈幣舞〉〈手草〉の順で行われているが、基本的な次第は「柱立」の際と大きく変わるものではない。「鐵鐸舞」が一般的な〈劔舞〉となっていることと、あとは〈幣舞〉が組み込まれている点が異なる。「劔舞」については、「柱立」の際の「湯立神事」のところで記したように、前段は鈴と幣を持つての舞、後段はそれを刀に持ち替えての舞であったと思われる。

その他、「七座神事」で特に取り上げておくこととしては、「御座」を舞ったのが堀江村の稲田才藏だという点である。行列に名前が挙がっておらず、またその名前からして無官の少年か小児だと見て間違いない。神門郡一帯では、江戸時代を通じてこの〈御座〉の舞を少年か小児、巫女などに舞わせる傾向があり、その最も古い事例を提供してくれる。また、最も重要な〈太祝詞〉を妙見神主の代役である武田諸栄が務めている点を指摘しておきたい。

続く「湯立神事」は、〈劔舞〉〈湯祝詞〉〈玉鉾〉と進み、名は明記されていないが〈湯行〉があつて、〈湯献上〉で終わる。「柱立」の際の「湯立神事」と異なる点を挙げれば、〈湯祝詞〉と〈玉鉾〉の順序が置き換わっている点がまず一つ。そして、もう一つが、〈奉湯〉と〈湯献上〉の名称の違いという点を指摘できる。ただし、名称は異なれども内容は同じであろう。この第一部は三釜で行われるので、〈劔舞〉を四人ずつ三組とし、〈玉鉾〉も三人、〈湯行〉も三人、〈湯献上〉も三人で行われている。最も重要な〈湯祝詞〉は、ここでも妙見神主代役の武田諸栄によって務められている。また、〈湯行〉は、本来であれば「中釜」〈心釜〉を秦志津摩が、「左釜」を朝山富衛が、「右釜」を春日造酒が務めるはずだったようで、〈湯祝詞〉に次いで〈湯行〉が重要視されていたことが分かる。最後の〈湯献上〉では、「造営伝」によれば、「本社并末社五社」が湯で清められた後、「心釜」の湯神、左右の釜の湯笹および幣帛が三人によって拝殿へ運ばれ、そこで造営惣奉行香西太郎右衛門以下の面々に対しても湯による清めが行われている。

続いて第二部の「七座神事」「湯立神事」は夕方から始まった。確認でき

る史料は【史料11】である。

まず、「七座神事」は、「入白」から始まり、〈鐵鐸〉〈塩清〉〈御座〉〈勸神〉〈八乙女〉〈太諄辞〉〈手艸〉と続いた。第二部の方は両注連職が役指しを決めるので、次第は「柱立」の際と同じである。ここでは鳥屋尾正が〈勸神〉^(請カ)を務め、最も重要な〈太諄辞〉を石塚礼が務めている。なお、第一部では〈御座〉を無官の少年か小児が舞っていたのだが、第二部では家原伊豆という官名を持った神職が舞っている。「柱立」の際も鳥屋尾連という一社の社司が舞っていたので、決まって〈御座〉は無官の少年か小児が舞うものとされていたわけではなかったと見える。その他、〈八乙女〉を務めた巫女が一〇人記されている。これをどう理解すれば良いかだが、可能性としては石塚巫女と鳥屋尾巫女には別の役回りがあり、舞自体は八人の巫女で舞われたのではないかと、現時点で考えられることを述べておきたい。

「湯立神事」は〈劔舞〉^(劔舞)〈湯祝詞〉〈玉鉾〉〈湯行〉〈奉湯〉の次第で行われている。四人舞の〈劔舞〉が、東側で八人、西側で八人配されているのは、東西の五釜ずつに対して行わねばならないので、東側で二組、西側で二組が宛がわれたと思われる。同時進行で東西計四組が舞っていたとしたら、さぞや圧巻だったに違いない。〈湯祝詞〉は東西の五釜ずつに対して二人の注連職が奏上し、〈玉鉾〉と〈湯行〉は東西の五釜それぞれに対し一人ずつ役が宛がわれている。〈湯祝詞〉については、この時に鳥屋尾側が奏上した祝文が残されていたので、【史料12】として提示しておきたい。それによると、実際には鳥屋尾正常則の代わりに璉保之が奏上したと見える。文中には、「陰陽不測乃火水於置堪陪木金土於合祭祀天齋殿於奉清潔留」という表現があり、湯立の意味が陰陽五行説に基づいて語られている。

最後の〈奉湯〉は、「柱立」の時と同様、両注連職が担当している。「造営伝」によれば、「宮中悉清目畢て、手草の神、拝殿へ持参」され、第一部と同様、参列した造営惣奉行以下の面々が「頭戴」を受けている。

なお、第一部の「湯立神事」では〈湯祝詞〉と〈湯行〉が重要視された

見えるが、第二部では注連職が〈湯祝詞〉と〈奉湯〉を担当しており、ここでは〈湯行〉よりも〈奉湯〉の方がより重要視されたと見ることができるとは、

以上のような流れを経て、十月四日の「七座神事」「湯立神事」は滞りなく成就した。その後、十月七日には「遷座」が執り行われている。この日も拝殿で「神楽」は行われており、頭領である鳥屋尾家の巫女が舞ったことであろう。深夜の子の刻から御遷座の行列は出発し、御神輿も前方は國造千家俊勝に、後方は國造北島直孝に護られる形で恭しく運ばれ、新しい本殿に御安座となった。

翌八日には、新しい本殿での神事の他、境内や神苑各所で様々な奉祝行事が行われている。観祭楼では「音楽」、また、拝殿でと思われるが「神楽」が二座、境内では「舞楽」と「獅子舞」、銅鳥居と石橋の間の参道では「流鏝馬」、そして大鳥居の建つ現在の勢溜の地では「相撲」も十番行われている。このうち、二座の「神楽」には石塚巫女と鳥屋尾巫女が関わったであろうし、「獅子舞」にも両注連職は関わったはずである。「造営伝」は、奉祝行事に群れを成す人々の様子を次のように記している。

惣して昨今の群集、宮外共に平地山川錐を可立寸土なく、数拾人の押、是を警固すといへとも大海の一滴九牛か一毛

もちろん誇張はあるだろうが、大勢の人々の喜びの中で延享元年の造替遷宮は無事成就の運びとなった。

三 出雲大社延享遷宮の「清メ神楽」に関わった神職について

ここでは、杵築大社の延享遷宮の「清メ神楽」に、どれほどの神職が関わったのかをまとめておきたい。遷座祭に焦点を絞り、第一部、第二部に参集した神職を一覧表にまとめたものが【表5】【表6】である。

第一部に参集したのは、二一人の神職（稲田才蔵含む）と八人の巫女。当日差し合いのために不参した幣頭や一社立も、本来は参集するはずだったと考えれば、神門郡の概ね西部を拠点とする妙見秦家・武田家・朝山家・春日

家の四幣頭家と一社立の塩治秦家・知井宮春日家の二家、およびそれらの幣下神職たちが参集するはずだったと捉えることができる。

第二部に参集したのは、二三人の神職と一〇人の巫女。杵築在住の両注連職石塚家・鳥屋尾家のほか、神門郡の概ね東部を拠点とする宇多川家・松浦家、出雲郡の後藤家・遠藤家の四幣頭家と、一社立の飯塚家・稲田家の二家、幣下および下社家の神職たちが参集している。

参考までに、宝暦十四年（一七六四）の「出雲国中社家帳」（比布智神社文書）に記載された両郡の社家の総数は六八家（両注連職石塚家・鳥屋尾家含む）である。遷座祭に参集したのは四〇家であるから、両郡の神職の大半が参集したことになる。

遷座祭の「清メ神楽」は第一部と第二部に分けて執り行われていた。一見すると、神門郡西部の神職と、神門郡東部・出雲郡の神職とで、二つの異なる神職集団が存在したようにも見えなくはない。しかし、第一部と第二部とで、それぞれ四家の幣頭家と二家の一社立に整然と二分されており、また、人数もほぼ均等であったことを考えると、単にバランスを考慮して分けられただけのように見て取れる。実際、「新始」「柱立」ではその両集団からの混在も見られるし、「遷座」の際にも、幣頭宇多川和泉と鳥屋尾保は第一部と第二部の両方に加わっている。殊に、第一部の「七座神事」で〈剣舞〉を舞った鳥屋尾保が、第二部のそれで〈鐵鐸〉を舞っていることを考えると、やはり〈鐵鐸〉は〈剣舞〉とほぼ同様な舞であったとの根拠にもなる得るし、併せて第一部と第二部の祭式および舞い振りにさしたる違いはなかったこと裏付けともなり得よう。つまり、神門郡・出雲郡においては、「七座神事」「湯立神事」が概ね共通していたと見なせるのではないだろうか。

おわりに

今回、「出雲大社延享造営伝 乾」をベースに祭礼の全体像を捉えつつ、新出史料を用いて「七座神事」および「湯立神事」の具体的な次第、特徴、

神職等の姓名	本 務 社	備 考
秦九十九	神門郡西園村（現出雲市西園町） ／妙見神社（現長浜神社）	幣頭 ※差合のため不参
鳥屋尾保	神門郡中荒木村（現出雲市大社町中荒木） ／恵美須社（現恵美須神社）	妙見秦幣下
金本左膳	神門郡下庄村（現出雲市下横町） ／下庄八幡宮（現下横八幡宮）	妙見秦幣下
金本清目	〃	〃
金本光三郎	〃	〃
〔巫女〕下庄巫女	〃	〃
武田諸栄	神門郡東神西村（現出雲市東神西町） ／八幡宮（現那賣佐神社）	幣頭 ※幣頭妙見秦氏代役
後藤鞆負	神門郡多岐村（現出雲市多伎町多岐） ／三所明神（現多伎神社）	武田幣下
福谷正府	神門郡一窪田村（現出雲市佐田町一窪田） ／三所権現（現三所神社）	武田幣下
〔巫女〕一窪田巫女	〃	〃
春日八百路（八百道）	神門郡大池村（現出雲市湖陵町大池） ／彌久賀神社	武田幣下
〔巫女〕大池巫女	〃	〃
松尾左門	神門郡小田村（現出雲市多伎町小田） ／御守明神（現小田神社）	武田幣下
〔巫女〕小田巫女	〃	〃
春日主水	神門郡式部村（現出雲市湖陵町二部） ／八幡宮（現阿禰神社）	武田幣下
中山因幡	神門郡下橋波村（現出雲市佐田町下橋波） ／田中大明神（現波須波神社）	武田幣下
春日右門	神門郡常楽寺村（現出雲市湖陵町常楽寺） ／山王権現（現安子神社）	武田幣下 ※一社立春日氏代役
〔巫女〕久村巫女 （石原家の妻女力）	神門郡久村（現出雲市多伎町久村） ／國村神社	武田幣下
朝山富衛	神門郡松寄下村（現出雲市松寄下町） ／朝山八幡宮	幣頭 ※差合のため不参
金本求馬	神門郡天神村（現出雲市天神町） ／天満宮	朝山幣下 ※幣頭朝山氏代役
古瀬式部	神門郡稗原村（現出雲市稗原町） ／星宮明神・市森明神（現市森神社）	朝山幣下
田邊美織	神門郡所原村（現出雲市所原町） ／小野神社（現富能加神社）	朝山幣下
〔巫女〕所原巫女	〃	〃
金本左進	神門郡上朝山村（現出雲市朝山町） ／雲井龍権現（現朝山神社）	朝山幣下
〔巫女〕上朝山巫女	〃	〃
宇多川織衛	神門郡矢野村（現出雲市矢野町） ／矢野神社（現八野神社）	朝山幣下
金本右門	神門郡今市村（現出雲市今市町） ／山王社（現日吉神社）	朝山幣下
稲田才蔵	神門郡堀江村（現出雲市平野町） ／大土明神・八幡宮（現大土神社）	朝山幣下
春日造酒	神門郡下古志村（現出雲市下古志町） ／比布智神社	幣頭 ※差合のため不参
三野瀬水穂	神門郡上古志村（現出雲市古志町） ／久留須権現（現久奈子神社）	春日幣下 ※幣頭春日氏代役
〔巫女〕古志巫女	〃	〃
秦志津摩	神門郡上塩冶村（現出雲市上塩冶町） ／八幡宮（現塩冶神社）	一社立 ※差合のため不参
春日石見	神門郡知井宮村（現出雲市知井宮町） ／智伊神社	一社立 ※差合のため不参
宇多川和泉	神門郡荻原村（現出雲市荻原町） ／八幡宮（現川跡神社）	幣頭 ※一社立秦氏代役

〔表5〕延享元年（1744）10月4日「遷座」の「清メ神楽」第一部に参集した神職等

神職等の姓名	本 務 社	備 考
鳥屋尾正	神門郡杵築宮内村（現出雲市大社町杵築東） ／杵築大社（現出雲大社）	杵築大社注連職
鳥屋尾璉	〃	※鳥屋尾正の嗣子
〔巫女〕鳥屋尾巫女	〃	
石塚 衛	神門郡杵築宮内村（現出雲市大社町杵築東） ／杵築大社（現出雲大社）	杵築大社注連職 ※不参
〔巫女〕石塚巫女	〃	
鳥屋尾連	神門郡遙堪村（現出雲市大社町遙堪） ／阿式社（現阿須伎神社）	
〔巫女〕阿式社巫女	〃	
石塚 糺	神門郡常松村（現出雲市常松町） ／八幡宮（現常世神社）	※注連職石塚氏代職
〔巫女〕常松巫女	〃	
宇多川和泉	神門郡荻原村（現出雲市荻原町） ／八幡宮（現川跡神社）	幣頭
〔巫女〕荻原巫女	〃	〃
永田三治（三司）	神門郡高岡村（現出雲市高岡町） ／八幡宮（現川跡神社合祀社）	宇多川幣下
江角左膳	神門郡大津村（現出雲市大津町） ／八幡宮（現阿須利神社）	宇多川幣下
小濱（小汀）求馬	神門郡武志村（現出雲市武志町） ／八幡宮（現鹿島神社）	宇多川幣下
家原伊豆	出雲郡鳥屋村（現出雲市斐川町鳥井） ／土屋大明神（現鳥屋神社）	宇多川幣下
鳥屋尾清目	神門郡矢尾村（現出雲市矢尾町） ／八幡宮（現高浜八幡宮）	松浦幣下
〔巫女〕矢尾巫女	〃	〃
板木讃岐	神門郡高濱村（里方村カ）（現出雲市里方町） ／伊勢宮（現高浜神社）	松浦幣下
〔巫女〕高濱巫女	〃	〃
田邊壽栄	神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）	松浦幣下
〔巫女〕宇那手巫女	〃	〃
後藤内匠	出雲郡出西村（現出雲市斐川町出西） ／八幡宮（現久武神社・八幡宮）	幣頭
錦織八百道	出雲郡學頭村（現出雲市斐川町学頭） ／諏訪明神（現諏訪神社）	後藤幣下
石塚倭東（倭）	出雲郡神立村（現出雲市斐川町併川） ／神立大明神（現万九千神社・立虫神社）	後藤幣下
〔巫女〕神立巫女	〃	〃
村上外衛	出雲郡千家村（求院村カ）（現出雲市斐川町求院） ／八幡宮	後藤幣下
〔巫女〕千家村巫女	〃	〃
和田守福司（福道）	出雲郡羽根村（現出雲市斐川町三絡） ／波知神社	後藤幣下
錦織大副（大部）	神門郡上之郷村（現出雲市上島町） ／杉村大明神（現上郷神社）	後藤幣下
花田豊後	出雲郡富村（現出雲市斐川町富村） ／富大明神（現富神社）	遠藤幣下
金築左近	出雲郡福富村（現出雲市斐川町福富） ／若一王子権現（現都牟自神社）	遠藤幣下
飯塚大藏	出雲郡三部市村（現出雲市斐川町三分市） ／熊野権現（現熊野神社）	一社立
金築三和（躬杷）	出雲郡下直江村（上直江村カ）（現出雲市斐川町上直江） ／八幡宮	一社立稲田下社家
鳥屋尾保	神門郡中荒木村（現出雲市大社町中荒木） ／恵美須社（現恵美須神社）	妙見秦幣下

【表6】延享元年（1744）10月4日「遷座」の「清メ神楽」第二部に参集した神職等

そして執行した神職等について明らかにしようと試みた。本稿を締め括るにあたり、「はじめに」で述べた、いわゆる「出雲神楽」の江戸時代における特徴を再度確認しておきたい。それは原則として神職が担うものであり、その基本的な構成は「湯立神事」「七座神事」「神能」であったという点である。

ところが、延享遷宮の一連の祭儀に際しては、「神能」は一度も行われていない。これについては、神門郡・出雲郡内ではこの当時「神能」が演じられた形跡が見られないことから、そもそもまだ行われていなかったためとも言えるかもしれない。しかし、今回は紙幅の関係で根拠史料を示せないが、続く文化度の遷宮に際しても「神能」は行われていないのである。この地域では遅くとも宝暦三年（一七五三）以前には「神能」が演じられており⁽¹⁰⁾、文化年間と言えば相当なまでに普及していたことが明らかになっている。それなのに「神能」は行われない。このことは単に遷宮の際に限ったことではなく、恒例の三月会などでも法楽として「神能」が行われたとの記録は確認できていない。なお、敢えて言えば、中世末から近世初頭にかけての頃には、三月会で「式三番」が行われていたことは確認できる⁽¹¹⁾。北島國造家に室町時代の作とされる白式尉面が伝世されていることもその物証となり得るが、しかし、この「式三番」は、いわゆる「神能」ではなく、むしろ「能」と言うべきものである。在地の神職によって演じられる「神能」が成立するのはまだ先のことであり、しかもそれが成立し、神門郡内で盛んに行われるようになって以降も、三月会をはじめとする出雲大社の祭礼で「神能」が行われたとする記録は確認できない。

つまり、出雲大社の祭礼で行われた「出雲神楽」では、構成の三要素「湯立神事」「七座神事」「神能」の内、「神能」だけが欠落していたことになる。それはなぜなのか。この理由について、考えられることを二点提示しておきたい。

一つ目は「獅子舞」の存在である。先にも触れたように、石塚・鳥屋尾の

両注連職は「獅子舞」についても関わっていた。恒例の三月会では、三月朔日から三日まで「獅子舞」は毎日舞われるものであった⁽¹²⁾。この「獅子舞」が遷宮に際しても、法楽芸能として「遷座」の翌日に行われた。もし仮に、「神能」を行うのであれば、それを差配すべき立場にあったのは当然両注連職である。つまり、両注連職の役割が重複するがために、「神能」までは行えなかったとも考えられるであろう。あるいはもっと肯定的に捉えれば、中世にまで遡る三月会定番の芸能「獅子舞」⁽¹³⁾を優先するがために、「神能」までは行わなかったとも言えるかもしれない。いずれにせよ、「獅子舞」の存在も、「神能」欠落の理由の一つと言えるのではないだろうか。

そして二つ目の理由が「舞楽」の存在である。これについては既に石塚尊俊氏が着目し、次のように見解を述べている⁽¹⁴⁾。

この舞楽が佐太神社における法楽としての神能に相当するものであったといえる。そしてこれありしが故にこの社ではついに、いわゆる面神楽は発達しなかったとも見ることができよう。

出雲大社には元禄七年（一六九四）に再興された「舞楽」があった。しかも、注連職よりも格上となる本近習の伶人がそれを専掌していた。これが何をおいても出雲大社における主たる法楽芸能であったと見て間違いないだろう。

出雲大社において「神能」が演じられなかったことは、これらの事情を考慮することで理解できるのではないだろうか。

謝辞

本稿執筆にあたっては、研究の趣旨を理解し、史料の調査・公開に快諾頂いた出雲大社様・比布智神社様・鳥根県立図書館様、そして何より私の本家と同じ御宮通り町内会で、亡き伯父とも親交の深かった故鳥屋尾博昭様・御息女の岸直美様から多大なご協力を賜りました。ここに記して感謝の意を表します。

註

- (1) 石塚尊俊『西日本諸神楽の研究』（慶友社、一九七九年）、一二頁
- (2) 前掲、石塚尊俊『西日本諸神楽の研究』、四二七～四三三頁
- (3) 西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』（大明堂、二〇〇二年）、一七七～一八四頁
- (4) 前掲、西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』、二二八～一八九頁、および、『大社町史』中巻（出雲市、二〇〇八年）、三三三～三五四頁
- (5) 岡宏三「作品解説」『再オープン記念 特別展 行列―雲州松平家と出雲国造家―』（古代出雲歴史博物館、二〇二〇年）、一一〇頁
- (6) 寛保二年（一七四二）五月「国造北島直孝請書案（三四二）」（村田正志編『出雲国造家文書』清文堂出版、一九六八年）
- (7) 佐草自清「出雲水青随筆」『神道大系 出雲大社』（神道大系編纂会、一九九一年）、二二二頁
- (8) 前掲、西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』、二五頁
- (9) 拙稿「江戸中期、鷺浦における神職神楽について―明和七年役指帳の翻刻と分析―」『大社の史話』第一六八号（大社史話会、二〇一二年）
- (10) 本書、拙稿「宇那手火守神社社家 塩野家文書について―神楽関係史料の翻刻と分析―」
- (11) 弘治四年（一五五八）「大社三ヶ月会三番饗米錢注文写」には、「式三番有之」とこれまで翻刻されてきた記載がある（『大社町史 史料編 古代・中世 下巻』大社町、一九九七年、一六六頁、また、『佐草家文書』古代文化センター、二〇〇四年、七五頁）。改めて写真で確認してみると、これは「式三番有之」と読むべきであろう。同様の三ヶ月会の記録として、慶長三年（一五九八）「杵築大社年中行事次第写」にも、三月三日に「式三番在之、其後し、舞・やふさめ候て」と見える（前掲『佐草家文書』、一一七頁）。
- (12) 「出雲大社年中行事」『神道大系 出雲大社』（神道大系編纂会、一九九一年）、三二二頁。また、「神事式」（『神道大系 出雲大社』所収、三七四頁には具体的に「獅子之舞両注連主相勤事」とある）
- (13) 先述の（11）で取り上げた弘治四年（一五五八）「大社三ヶ月会三番饗米錢注文写」に、「一、老貫式儀 し、てんかく衆へ」と見えるし、また、慶長三年（一五九八）「杵築大社年中行事次第写」でも確認できる。なお、石塚尊俊氏は、宝治二年（一二四八）の遷宮の際に「田楽」が行われていること（建長元年
- （一二四九）「杵築大社造管所注進」『大社町史 史料編 古代・中世 上巻』大社町、一九九七年、二七一～二七五頁）をもとに、「もしかしたらこの中の田楽で獅子舞も舞われたのではないかと思われぬでもない。（中略）獅子舞は、少なくとも中世のころまではまだ単独で伝播することはむずかしく、古代以来の伎楽を伝習するか、さもなければ鎌倉期に盛行した田楽を受容することによって伝播する場合が多かつたろうと思われる」（『島根県の民俗芸能概説』『島根の民俗芸能』島根県教育委員会、一九八九年、一〇～一一頁）と指摘している。
- (14) 前掲、石塚尊俊『西日本諸神楽の研究』、四一六頁

史料編

史料翻刻の凡例

- 史料の名称は、表紙外題等があるものはそれに従い、そうでないものは筆者が仮に名付けた。
- 旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、地名や人名などの固有名詞は原文表記のままにしている。
- 変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)などは小書きにしてそのまま用い、合字の方(より)もそのまま用いている。
- 誤記と思われる箇所は、傍らに“(○○)”を付して正した。ただし、断定できないものは“(○○カ)”と推定される字句を付すか、そのままに“(ママ)”“として
- 破損や虫喰い等で解読困難な箇所は、文字数が確認できれば”□□”、そうでなければ”[]”で示している。
- 原文と異なる箇所で行末に”、”を挿入して示している。
- 名前の下に付される印・花押は、実際にそれがある場合は”(印)””(花押)”と()書きで記し、案文や写などで印・花押・判などと記されているだけの場合は()で囲まずに記している。
- 読み手の利便を図るため、適宜、読点(・)や並列点(・)を加えている。

【史料1】

〔年代〕延享元年（一七四四）十月一日
 〔名称〕〔出雲國造神道裁許状〕
 〔様式〕一紙、縦46.4cm×横65.3cm
 〔所蔵〕鳥屋尾家

出雲大社注連職并修理免村
 免村惣荒神祠官鳥屋尾璉
 藤原保之、神事参勤之時
 可着風折烏帽子狩衣者
 裁許状如件
 延享元年十月朔日
 國造出雲臣俊勝（千家俊勝）（花押）

【史料2】

〔年代〕延享元年（一七四四）十月
 〔名称〕〔出雲國造神道裁許状〕
 〔様式〕一紙、縦39.0cm×横65.6cm
 〔所蔵〕鳥屋尾家

出雲大社注連職并修理免村
 惣荒神祠官鳥屋尾璉
 藤原保之、神事参勤之時
 可着風折烏帽子狩衣者
 裁許状如件
 延享元年十月日
 國造出雲臣直孝（北島直孝）（花押）

【史料3】

〔年代〕寛保二年（一七四二）十月三日
 〔名称〕〔廻状（鉦始規式の湯立・七座神事に付）〕
 〔様式〕折紙、縦14.0cm×横41.5cm
 〔所蔵〕鳥屋尾家

〔備考〕斜体の（印）は後日に押された受印を表す。

尚々、今度ハ自他国拝見
 仕事二候間、御装束御衣服等
 被御心付、御所持可被成候、以上
 態申遣候、然者
 来ル七日御新始
 御規式二付、御湯立
 七座御神事被仰付候、
 依之各様、前六日夜迄二
 鳥屋尾正紀宅へ御着候
 様二可被成候、委曲期面談
 可得御意候、恐惶謹言
 寛保二壬戌 石塚 衢（印）
 十月三日

遙堪村 鳥屋尾 連様（印）
 鳥屋尾 巫女衆（印）
 矢尾村 鳥屋尾清目様（印）
 鳥屋尾 巫女衆（印）
 常松村 石塚 糺様（印）
 石塚 巫女衆（印）
 里方村 板木 讚岐様（印）
 板木 巫女衆（印）
 荻原村 宇多川和泉様（印）
 宇多川 巫女衆（印）
 矢野村 宇多川織衛様（印）
 宇多川 出西村 石塚 倭東様（印）
 同郡神立村

後藤 内匠様 (印)
神門郡荒木村

鳥屋尾 保様 (印)

巫女衆 (印)

常楽寺村

春日 美織様 (印)

追加、御湯立相調以後、

両家御昇殿、御供、音楽、

夫方御新始執行有之ニ付、

七日卯刻方巳ノ上刻迄ニ

御神事成就仕候間、無遅々

六日暮方迄ニ御出勤

相待申候、以上

【史料4】

〔年代〕寛保三年（一七四三）七月二十日

〔名称〕〔廻状控（柱立規式の湯立神事に付）

〔様式〕折紙、縦14.5cm×横41.5cm

〔所蔵〕鳥屋尾家

態申進候、然者来廿三日

御柱立御規式ニ付、湯立

御神事被仰付候、依之各

前廿二日ニ石塚宅迄御

入来可被成候、右為御案内、

如斯御座候、恐惶謹言

寛保三癸亥 鳥屋尾 正 (印)

七月廿日

石塚 糺 (印)

鳥屋尾 連様

板木 讚岐様

巫女衆

宇多川織衛様

宇多川和泉様

巫女衆

御家名失念
高岡 三治様
鳥屋尾 保様

巫女衆

金本 左膳様

巫女衆

金本 求馬様

石塚 倭様

巫女衆

村上 外衛様

巫女衆

追啓、御湯立相済、

御両殿御昇殿被遊、御供献上、

音楽并御神楽、大工方御柱立

規式相調以後、

御両殿真御柱御行事有之候、

右ニ付、御神事指急キ廿三日

卯上刻方首座相勤申候間、

遅參被成間敷候、尤廻文之各

御名之下受之御印形可被成候、

以上

【史料5】

〔年代〕寛保三年（一七四三）七月二十三日

〔名称〕〔御柱立御規式御湯立御神事正定〕

〔様式〕継紙、縦14.5cm×横151.5cm

〔所蔵〕鳥屋尾家

御柱立御規式

御湯立御神事正定

一首座神招禱

巫女衆

一入申

出雲郡千家村社司

村上 外衛

神門郡矢野村社司

宇多川織衛

同郡高濱村社司

板木 讚岐

同郡下庄村社司

金本 左膳

同郡荻原村社司

宇多川和泉

出雲郡下直江村社司

金築 躬杷

一塩清目

神門郡阿式社司

鳥屋尾 連

一御座

石塚街代職

石塚 糺

一勸請

石塚 巫女

鳥屋尾 巫女

常松村 巫女

高濱村 巫女

荻原村 巫女

千家村 巫女

神立村 巫女

同村 巫女

一八乙女

鳥屋尾 正

一太諄辞

出雲郡神立村社司

石塚 倭東

同郡千家村社司

村上 外衛

一手草

以上

火鎮湯御神事

東釜

一 儉舞

神門郡高岡村社司

永田 参司

西釜

一 儉舞

神門郡天神村社司

金本 求馬

一 玉鉾

金本 左膳

一 祝詞

石塚 糺

一 湯行

宇多川和泉
鳥屋尾 連

一 奉湯

両注連主

右成就如件

寛保三癸亥年

七月二十三日

鳥屋尾 正 (印)

衢代職
石塚 糺 (印)

【資料】

〔年代〕 寛保三年 (一七四三) 七月二十三日
〔名称〕 「大社柱立祝文」

〔様式〕 一紙、縦36.3 cm×横52.0 cm

〔所蔵〕 鳥屋尾家

〔備考〕 「ツシマ」(対馬) は鳥屋尾正の受領名。

【端裏書】

本文ツシマ

寛保三亥七月廿三日大社柱立祝文

【本文】

祝文

再拜々々八雲立出雲国八百丹杵築乃天日隅宮大神乃広前尔
慎美慎美惶惶礼申寸、天津祝詞乃大祝詞、古此乃神天加下於
經當修治給布、徳在世波國造大己貴神止申志武久強幾勢比在世波
葦原醜男止申志邪鬼遠撥平摧伏給降波八千戈神止申志諸乃不
和順神達於和順国遠持地給降波大國主神止申志祭祝乃主一切乃
職職備礼波大物主神止申志天乃神乃勅命遠敬美幸魂奇魂乃靈
光出現礼給降波大國玉神止申志大御神乃治世給布頭露乃事於皇孫
依之奉理神事於治世給降波顯國玉神止申寸、亦玉牆内國地主神登毛
御名於申志天奉称辞竟、是以八百万乃神等天乃御量於以天此神乃住勢
給布宮波千尋乃桡繩以結氏百八十紐比柱波高太久版波広厚久美
頭乃御舍殿造建天寂然長久隱匿寸、其徳其功莫大焉高哉神徳
神代乃政事其制法不違、此度公道与利正殿式於新仁造宮乃命於下給比
則国主松平出羽守源宗衍公蒙之豆造建給布尔遠近乃奥山大峡小
峽仁立留材木乎齋斧齋鉏於以伐操氏青山乃内津磐根尔天御柱
国御柱太敷立留宮柱天御翳日御翳止造利奉礼留大宮地常磐堅
磐尔動無久天津奇護言乎以天言寿鎮女幸陪給止申寸、抑広前尔
献所乃礼奠波秋乃垂穎乃八握穂於持清麻波利御炊備留御食波柏葉
高尔拍八平手乃音平良介及知食荒稲和稲於持齋天造留神酒波
瓶乃腹仁滿種々乃物於宇迹乃平賀尔八盛天千坐乃置坐仁置足
宇豆乃大御幣於捧奉理天采国富止朝日乃豊坂登尔神祝奉称辞竟、
此状平久安尔辛牡鹿乃八乃耳於振立氏聞食世登申寸、
寿言申佐久天長久地久日明月精明四時不相乱、宝祚天壤止窮利
無久雨風隨順五穀豐饒、小方若源吉宗公政道永治志寿永久
六谷内静謐利殊仁者此国主松平出羽守源宗衍公齡等鶴亀尔武
運長采陪子孫相統氏事無久諸士等無恙舜祿仁進美百民共尔
富貴福徳遠夜守日護利尔思幸陪給止恐美畏良畏良
申寸
祭主
寛保三癸亥年文月廿三日生日乃足日 鳥屋尾正藤原常則

【史料】

〔年代〕 延享元年 (一七四四) 九月二十一日
〔名称〕 「廻状(遷宮の湯立神事に付)」
〔様式〕 横帳、縦19.5 cm×横53.0 cm
〔所蔵〕 鳥屋尾家
〔備考〕 斜体の(印) は後日に押された受印を表す。

尚々、此飛脚及日暮候ハ、
乍御雜作一宿被仰付可被下候、以上

一筆致啓上候、各様弥
御堅固御勤仕可被成、珍重
奉存候、然者十月七日

御遷宮二付、准先例同四日二
湯立御神事被為
仰付、遂執行候、因茲各様
無御差合御出勤可被下候、
右為御案内、如斯御座候、
恐惶謹言

九月廿一日 石塚 糺 (印)
鳥屋尾正 (印)

神門郡萩原村

宇多川和泉様 (印)

御内様 (印)

出雲郡出西村

後藤 内匠様 (印)

同郡三都市村

飯塚 大藏様 (印)

大原郡三代村

古瀬 主栄様

同郡加茂村

伊古多伊勢様

飯石郡頓原村

鎮言

- 影山 左内様
- 出雲郡沖野須村
- 吉岡 式膳様 (印)
- 同郡羽根村
- 和守福司様 (印)
- 同郡福富村
- 金築 左近様 (印)
- 同郡富村
- 花田 豊後様 (印)
- 神門郡遙塘村
- 鳥屋尾 連様 (印)
- 鳥屋尾 清目様 (印)
- 同郡矢尾村
- 鳥屋尾 清目様 (印)
- 巫女衆 (印)
- 同郡高濱村
- 板木 讚岐様 (印)
- 巫女衆 (印)
- 同郡大津村
- 江角 左膳様 (印)
- 同郡上之郷村
- 錦織 大副様 (印)
- 同郡宇那手村
- 田邊 壽栄様 (印)
- 巫女衆 (印)
- 神門郡武志村
- 小濱 求馬様 (印)
- 同郡高岡村
- 永田 三治様 (印)
- 飯石郡多根村
- 伊達 和泉様
- 同郡案田村
- 古瀬 信濃様
- 同郡詫和村
- 佐藤 倭東様
- 出雲郡神立村
- 石塚 倭東様 (印)

- 巫女衆 (印)
- 同郡鳥屋村
- 家原 伊豆様 (印)
- 同郡千家村
- 村上 外衛様 (印)
- 巫女衆 (印)
- 同郡下直江村
- 金築 三和様 (印)
- 同郡學頭村
- 錦織八百道様 (印)

追啓、十月四日午上刻ニ御神事相初候間、無間違四日巳上刻迄ニ鳥屋尾正宅迄御入来可被下候、尤各様方御銘々下ニ受之御印形可被成候、以上

加文

此廻文武数別々ニ相認、廻候ニ付、御連名一列ニ無之候、全筆者之誤ニ候条、自今以後可為一統者也

【史料8】

〔年代〕延享元年（一七四四）十月
 〔名称〕〔達書写（遷宮の湯立神事に付条々）〕
 〔様式〕一紙、縦32.3 cm×横46.8 cm
 〔所蔵〕鳥屋尾家

覚

- 一此度御遷宮ニ付、先規之通、清メ湯立被仰付候条、神事向丁寧執行可有之事
- 一神事正定之儀、古例等見合、両注連主令相談相認、兼御両家諸御役所江可被指出事
- 一於神事所ニ社家中下々ニ至迄、礼儀正敷

不作法無之様、可被示合事
 附り於宮中者猶以相敬ミ候様、可被申合事
 右之条々堅可被相守候、仍如件
 長谷右兵衛

子十月
 北嶋 市正
 両注連主中

【史料9】

〔年代〕延享元年（一七四四）十月四日
 〔名称〕〔大社御遷宮御湯立神事次第第〕
 〔様式〕横帳、縦13.0 cm×横36.7 cm
 〔所蔵〕比布智神社（目録調査番号一二七）

【表紙】

延享元甲子歳
 大社御遷宮御湯立神事次第
 神在月四日 春日石見守

【本文】

- 町宿方神事場江行烈
- 一御神 白張ニ而八人
- 一巫女 同
- 一社家 多岐村 後藤鞆負
- 一窪田村 福谷正府
- 大池村 春日八百路
- 小田村 松尾左門
- 式部村 春日主水
- 稗原村 古瀬式部
- 所原村 田邊美織
- 上朝山村 金本左進
- 中荒木 鳥屋尾保
- 橋波村 中山因幡
- 矢野村 宇多川織衛

一 八足	今市村	金本右門
一 社家	代役常樂寺村春日右門	春日石見
一 八足	代役古志村三野瀬水穂	春日造酒
一 社家	代役天神村金本求馬	朝山富衛
一 八足	代役荻原村宇多川和泉	秦志津摩
一 社家		武田諸栄
一 御幣		
一 御玉串		
一 祝文箱		
一 八足		
一 社家	代役神西武田諸栄	妙見神主
		金本光三郎
		金本清目
		金本左膳
一 沓持		
一 長柄		
一 挟箱持		
以上		
御湯立神事次第		
一 入拍子		金本清目
一 舞		宇多川織衛
		金本右門
		金本求馬
		鳥屋尾保

鹽清目	春日主水
御座	堀江
	稻田才蔵
勸請	春日石見
差合二付、常樂寺春日右門	
代役相勤申候	
八乙女	所原
	大池
	小田
	古志
	下庄
	久村
	上朝山
	一窪田
太祝詞	妙見神主
差合二付、代役武田諸栄	
幣舞	鳥屋尾保
手草	春日右門
	松尾左門
御湯立神事	
舞	春日主水
	福谷正府
	松尾左門
	後藤勸負
	春日右門
	中山因幡
	田邊美織
	春日八百道

湯祝詞	武田諸栄
玉鉾	古瀬式部
	田邊美織
	金本左膳
右釜	春日造酒
差合二付、代役古志村三野瀬水穂	
中釜	秦志津摩
差合二付、代役荻原村宇多川和泉	
左釜	朝山富衛
差合二付、代役天神村金本求馬	
湯献上	鳥屋尾保
	金本左進
	金本左膳
以上	
次二十釜之神事	
是ハ杵築兩神主相勤	
申候、初三釜之神事相濟、	
其後夜二入、十釜之神事ハ	
相勤候	

【史料01】

〔年代〕文化六年（二八〇九）七月
 〔名称〕「大社外遷宮正遷宮一件諸記録」
 〔様式〕横半帳、縦18.5cm×横26.0cm

〔所蔵〕比布智神社（目録調査番号一二八）

【表紙】

文化四丁卯八月廿一日御仮殿式与唱可申旨

外遷宮

大社 一件諸記録

正遷宮

文化六己巳七月廿一日御正殿式与唱可申旨

春日大江
信風

【本文】

（前略）

延享元甲子十月七日御遷宮、

同四日清め御神事之節ハ、妙見

社司秦九十九死去、朝山ハ

当時社司誕生産穢、塩冶ハ

忌中、右躰之故障ニ付、妙見

代勤武田諸栄被相勤、湯立

祝文も幣下斗之事故ニ

いかゝ敷、塩冶・朝山・比布智

三人之代勤ニ神西武田氏

湯祝詞も執行有之候旨

（後略）

【史料】

〔年代〕延享元年（一七四四）十月四日

〔名称〕「大社御遷宮湯立御神事正定」

〔様式〕継紙、縦20.7cm×横175.0cm

〔所蔵〕鳥屋尾家

大社御遷宮

湯立御神事正定

両注連主

一 神招禱

惣社家中

一 入白

出雲郡千家村

村上 外衛

神門郡常松

石塚 糺

同郡荒木

鳥屋尾 保

一 鐵鐸

同郡高岡

永田 三司

同郡矢尾

鳥屋尾清目

一 鹽清

出雲郡下直江村

金築 三和

一 御座

同郡鳥屋村

家原 伊豆

一 勸神（御也）

鳥屋尾 正

一 八乙女

石塚 巫女

鳥屋尾 巫女

阿式社 巫女

常松 巫女

矢尾 巫女

萩原 巫女

高濱 巫女

宇那手 巫女

神立 巫女

千家村 巫女

一 太諄辞

石塚街代職

石塚 糺

同郡高濱

板木 讚岐

一 手舂

鳥屋尾 璉

湯立社役

神門 萩原

宇多川和泉

同 大津

江角 左膳

出雲 神立

石塚 倭

東

一 鍬舞（御也）

同 富村

花田 豊後

同 出西

後藤 内匠

同 千家

村上 外衛

同 鳥屋

家原 伊豆

神門 上之江（御也）

錦織 大部

出雲郡三都市

飯塚 大藏

同郡 羽根

和田守 福道

同 福留（御也）

金築 左近

同 學頭

錦織 八百道

西

一 鍬舞（御也）

神門 遙堪

鳥屋尾 連

同郡 武志

板木 讚岐

同郡 鳥屋尾

保

同郡 小汀

求馬

一湯祝詞 鳥屋尾 正

一湯祝詞 石塚 糺

神門郡宇那手村

田辺 壽栄

鳥屋尾 保

一玉鉾 鳥屋尾清目

永田 三司

錦織 大部

金築 躬杷

和守 福道

錦織 八百道

花田 豊後

金築 左近

一玉鉾

一番

宇多川和泉

後藤 内匠

石塚 倭

鳥屋尾清目

田部 壽栄

板木 讚岐

小汀 求馬

錦織 大部

江角 左膳

鳥屋尾 連

一奉湯

両注連主

右成就如件

延享元甲子年

街代職

石塚 糺

糺 (印)

神有月二日

鳥屋尾 正 (印)

【史料12】

〔年代〕延享元年（一七四四）十月四日

〔名称〕「御宮遷宮湯立祝文」

〔様式〕継紙、縦32.4cm×横54.6cm

〔所蔵〕鳥屋尾家

〔備考〕貼紙「公命」の下には「公方」とある。

【端裏書】

延享元甲子 御宮遷宮湯立祝文 璉

【本文】

祝文

掛母忝母天日隅宮太神乃広前仁謹美謹美

惶惶礼美啓佐久、古陪此乃神大造乃憤禮於建立

露頭乃事於皇神陪事依之給比則天乃神与里勅宣

八百万乃神仁下之八百万杵築乃宮於經營最永久

隱坐豆天下乃神事於知所食偉哉神乃徳

天乃神乃宜命不違、**公命**与里新仁大社正殿造

嘗乃事於命国守仁、經營之宜哉善哉々々既仁其

制積功天来流七日新宮陪天乃御蔭日乃御蔭止

齋鎮女奉留、茲遠以天陰陽不測乃火水於置禮地陪

木金土於合祭祀天齋殿於奉清潔留、此乃状地遠

平介久安良氣久聞食天、宝祚天壤止俱仁無窮利

將軍源吉宗公手長乃御世治勢給比天下静謐利

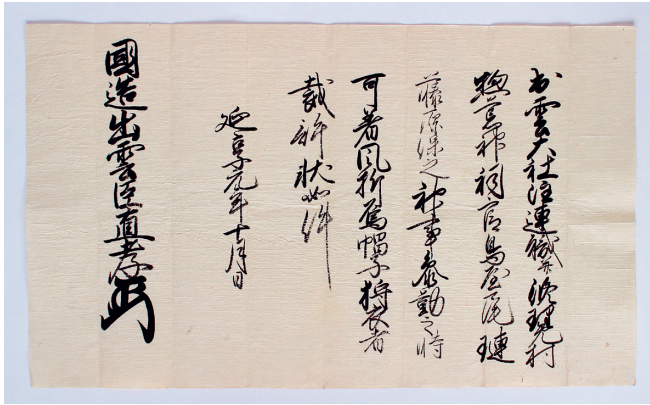
国守源宗衍卿武運比長久久子孫相統天

尽事無久諸乃士等爵禄仁昇進、国中乃乃万民

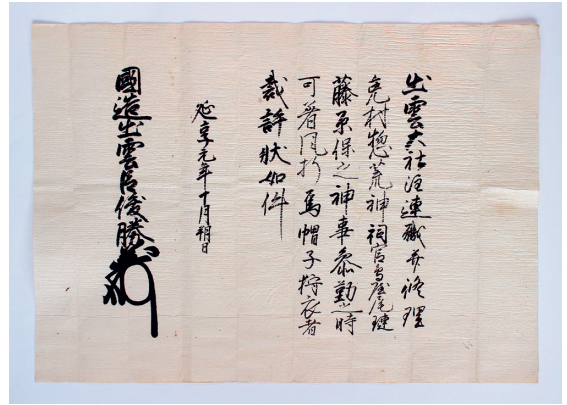
五穀奥都御歳豊仁実里畜産繁昌幸比給止

恐美恐美慎美慎美奉称辞竟流

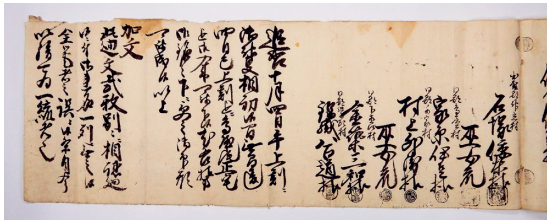
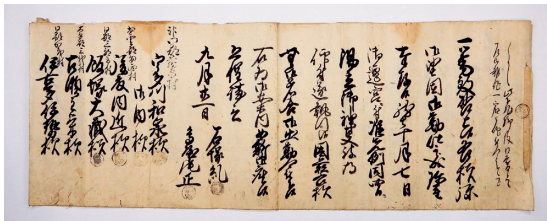
延享元甲子神有月四日 鳥屋尾常則 同裔璉保之敬白



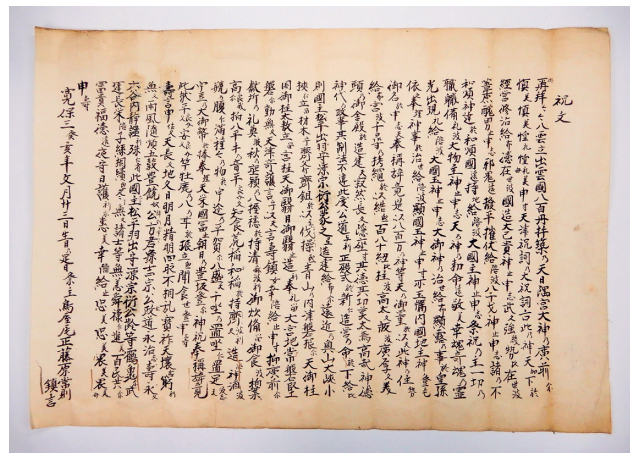
【史料2】出雲國造神道裁許状



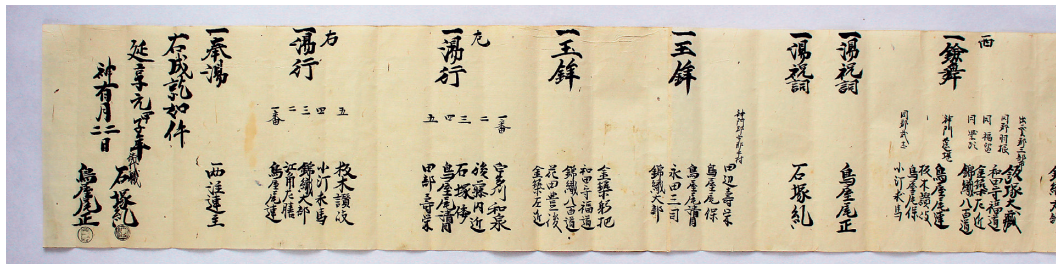
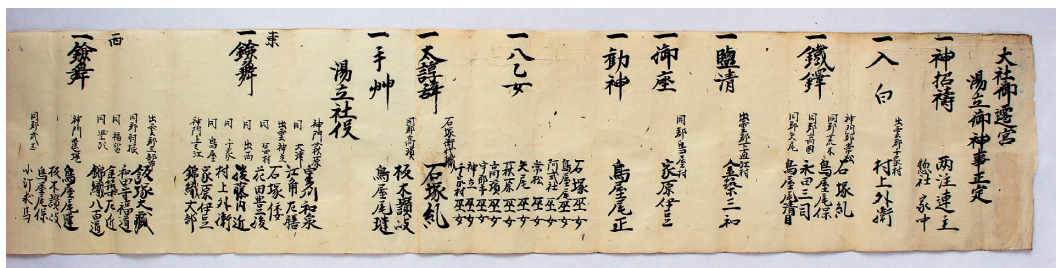
【史料1】出雲國造神道裁許状



【史料7】〔廻状（遷宮の湯立神事に付）〕



【史料6】「大社柱立祝文」



【史料11】「大社御遷宮湯立御神事正定」